

第1編

自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり

第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現

- 1-1-1 参加と協働による自治の推進
- 1-1-2 地域内分権による地域の自治の推進

第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり

- 1-2-1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現
- 1-2-2 女性と男性が互いに尊重しあい、
個性と能力を充分発揮できる社会の実現
- 1-2-3 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現

第3章 地方分権にふさわしい行財政経営

- 1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実
- 1-3-2 市民と行政との情報共有の推進

第3部 まちづくり計画

第二次上田市総合計画
後期まちづくり計画



1-1-1 参加と協働による自治の推進

地域住民や自治会、住民自治組織、市など各主体がそれぞれの役割のもとで、連携し、協働することにより、自主的・主体的な地域づくりを目指します。

現状と課題

- 地方分権改革が進展し、国と地方自治体がより対等な立場で行政を担い、地方自治の本旨に基づき、自らの判断と責任の下に実情に沿った市政運営が求められているとともに、参加と協働による住民自治の強化が不可欠とされ、より一層、市民の参画により意思決定していくことが求められています。
- 自治会や市民活動団体など様々な人や組織により、地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動が活発化しています。また、まちづくりを担う新たな仕組みとして設立された「住民自治組織」に多様な主体が参画し、連携・協力しながら、市が協働することにより、地域住民の意見に基づく、より効果的な地域課題の解決に向けた取組が進められています。
- 地域には、様々な分野で活動する団体や人材が存在しています。協働のまちづくりをより活発に進

めるためには、こうした人々のリーダーや、つなぎ役となる人材が地域活動に参画し、経験やノウハウを生かす環境づくりが必要です。

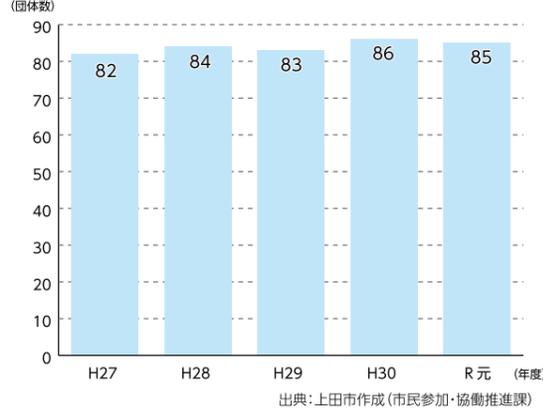
- 自治会は、自らのコミュニティ活動を通し、地域環境の向上や地域住民の福祉の向上に努めており、長い歴史の中で育まれた絆による地縁団体として、まちづくりの重要なパートナーとなっています。一方で、核家族化やライフスタイルの多様化などにより、コミュニティの希薄化が進み、自治会加入者の減少、活動の担い手不足などが課題となっています。
- 市内には、多種多様な歴史的資源、里山や棚田などの豊富な自然環境があります。このような資源を後世に残していくためにも、地域住民が自ら地域を知り、豊かな人生とする機会の創出が求められています。

上田市自治会数(合計241自治会)

地区名	自治会数	地区名	自治会数
東部	8	内村	6
南部	9	丸子中央	7
中央	9	依田	5
北部	11	長瀬	3
西部	12	塩川	6
城下	9	計	27
塩尻	3		
川辺・泉田	10	地区名	自治会数
神川	13	長	11
神科	16	傍陽	12
豊殿	16	本原	13
東塩田	9	計	36
中塩田	14	地区名	自治会数
西塩田	7	武石	18
別所温泉	4	計	18
川西	10		
計	160		

出典：上田市作成(市民参加・協働推進課)

【市内NPO法人認証団体数の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和7年度)
地域づくり講座・研修会 開催数	講座1回・講演会1回/年(令和元年度)	講座1回・講演会1回/年
地域づくりサポーター数	地域づくり人材育成講座 受講者数 59人(令和元年度)	地域づくり人材育成講座 受講者数 150人以上
自治会共同集会施設の耐震化率	65%(217棟中、142棟実施)(令和元年度)	72%(217棟中、156棟実施)

各主体に期待される主な役割分担

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 市政や地域活動、市民活動に参加します。 まちづくりの推進に向け、積極的に提言、行動します。
自治会・活動団体など	<ul style="list-style-type: none"> 若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 他団体と連携し、まちづくりを進めます。 まちづくりを担う新たな地域自治の仕組みである住民自治組織の活動を通し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民・自治会・活動団体など、各主体及び住民自治組織との情報共有を図り、市民への啓発や市民活動への支援を進めます。 人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。

施策の方向性・展開

基本施策1 市民参加と協働推進のための環境づくりを進めます

①協働によるまちづくりの推進

- 「上田市自治基本条例」の基本理念である「参加と協働」と「地域内分権」を示しながら、まちづくりのルールについて市民の理解を深め、住民自治の充実を図ります。
- 「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、市民、地域コミュニティ(自治会や市民活動団体など)、企業、大学など様々な主体が、公共的な課題解決に向け、それぞれの役割に応じた連携・協力のもと、主体的に活動できる環境づくりを進めます。
- 市民を対象にした講座の開催や地域づくり活動への支援を通し、若者や女性、外国人をはじめ、地域で暮らすまちづくりの担い手となる人材を発掘・育成し、こうした人々がまちづくり活動に参画する仕組みづくりをダイバーシティ*の視点も取り入れながら進めます。

②自主的な地域コミュニティ活動の強化

- 住民主体のコミュニティ活動や、NPO活動に必要な情報を提供するとともに、NPO活動への理解が進むよう、活動の情報発信を行いながら、団体と団体との連携を推進する組織である中間支援組織と連携し、各種市民活動団体の立ち上げや活動に対する支援を行います。
- コミュニティ活動の拠点となる地域自治センターや、地域の集会施設の整備・活用を進めます。
- まちづくりの重要な担い手である自治会が、その役割を発揮し、各種団体と連携・協力して自立した活動ができるよう支援します。
- 地区自治会連合会が地域の様々な団体との交流、連携を強化しながら地域づくりに取り組むために、住民自治組織との役割分担のもと、機能的に活動できるよう支援します。

③地域資源を生かした地域の魅力アップ

- 自治会や市民活動団体、新たな地域自治の仕組みである住民自治組織への参画・協働を促し、地域資源の価値を再発見し、新たな地域の魅力の創出・発信につなげます。
- 多種多様な歴史的資源、豊富な自然環境などを後世に残していくために、地域住民が自ら地域を知り、豊かな人生とする取組を市民、各種団体と協働して進めます。

参考 関連する個別計画

上田市協働のまちづくり指針



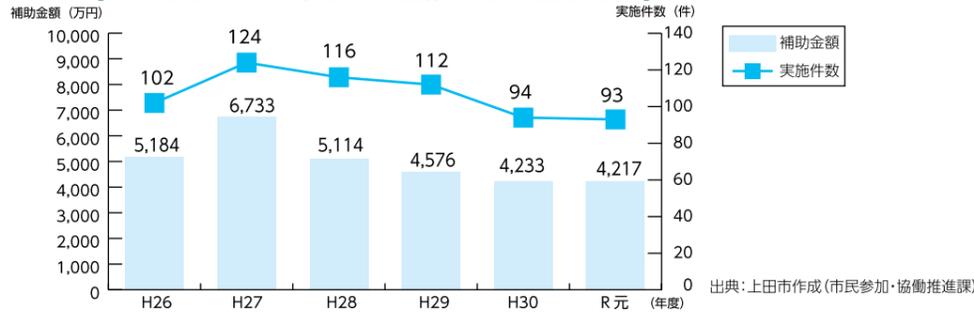
1-1-2 地域内分権による地域の自治の推進

地域の取組に対する人的・財政的支援を通し、住民自らが地域の抱える課題を解決できる仕組みづくりを進めます。

現状と課題

- 人口減少や高齢化社会、核家族化などが進展する中で、相互扶助機能の低下や地域行事の縮小・廃止など、地域全体の活力の低下が懸念されます。このため、自治会や市民活動団体などの地域コミュニティが連携・協力してまちづくりを進めていく必要があります。
- 合併以降、まちづくりの基本方針として進めてきた地域内分権の取組により、新たな地域自治の仕組みである「住民自治組織」の設立が進められています。今後は、若者や女性、外国人をはじめ地域で暮らす多様な主体が積極的に参画・協働し、住民主体の地域づくりを進める必要があります。
- 地域の声を施策に反映するための地域協議会とまちづくりの実働組織である住民自治組織の活動について、地域課題の解決に向けた調査研究の取組が重複しないよう、それぞれの役割分担を明確にし、まちづくりを進めていく必要があります。
- 市民の自主的・主体的なまちづくりを支援する「わがまち魅力アップ応援事業」などにより、市民による個性豊かな取組が活発に展開され、市民力や地域力は着実に高まっています。こうした取組を継続・発展させるため、「活力あるまちづくり支援金」などの助成制度による支援や、住民自治組織の運営を積極的に支援し、魅力ある豊かな地域づくりを進めていく必要があります。
- 単一の自治会では解決が難しい地域課題の解決や、地域の個性・特性を生かしたまちづくりの推進のため、もう一回り大きな「地域」の範囲で、自治会や市民活動団体などの多様な主体が参画し、連携・協力する住民自治組織が設立されています。住民自治組織の活動が本格化するに連れ、財産の保有、業務の受託、各種契約及び代表者個人のリスク回避などの手段として法人化を検討する必要があります。

【わがまち魅力アップ応援事業の実施件数及び補助金額の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標（令和7年度）
自治会や各種団体等で構成される住民自治組織の設立数	11組織 (令和元年度)	市内全域で設立 ※最大15組織を想定

各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市政や地域活動、市民活動に参加します。 まちづくりの推進に向け、積極的に提言、行動します。
自治会・活動団体など	<ul style="list-style-type: none"> 若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 他団体と連携し、まちづくりを進めます。 まちづくりを担う新たな地域自治の仕組みである住民自治組織の活動を通し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民・自治会・活動団体など、各主体及び住民自治組織との情報共有を図り、市民への啓発や市民活動への支援を進めます。 人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。

施策の方向性・展開

基本施策1 地域の個性とまとまりを大切にしながら分権型自治の構築を目指します

①住民による新たな地域自治の推進

- 地域協議会などの仕組みを生かし、地域住民の意見や要望を施策に反映させるとともに、地域住民と役割分担しながら地域の課題解決に取り組みます。
- 合併時に設立した地域協議会や、住民自治組織の設立趣旨の違いを踏まえ、地域住民の意見を聞きながら、地域協議会のあり方を検討します。
- 新たな地域自治の仕組みである住民自治組織について、地域住民や各種団体への周知を図り、参画を促すとともに、地域課題の解決やまちづくりの指針となる「地域まちづくり計画」に沿った活動が行えるよう、人的、財政的支援に努めます。

基本施策2 住民自ら地域の課題を解決する取組を支援します

①地域内分権の確立に向けた支援制度の充実

- 地域自治センターや公民館が核となり、住民の意見が反映され、地域の個性が生かされた地域振興に取り組みます。
- 住民による自主的・自立的なまちづくりが円滑に行われるよう、地域住民からの各種相談や関係部局との調整などを行う「地域担当職員」を住民自治組織単位に配置し、地域の取組が活性化するように、積極的に協働します。
- 課題解決に向けた地域の自主的な取組を尊重し、庁内各課に「協働推進員」を配置することにより、地域住民などとの連携・協力体制の充実を図ります。
- 「わがまち魅力アップ応援事業」や「活力あるまちづくり支援金」などの助成制度の活用により、地域の自主的・主体的な取組を支援し、豊かな地域づくりを進めます。
- 地域自治センターなどの公共施設に地域住民が自由に集い、身近な地域の課題や解決策について話し合うことができる地域コミュニティの活動拠点を整備するとともに、地域住民が主体となる新たな地域自治の仕組みを推進するため、社会教育*施設である公民館のあり方について検討します。
- 地域資源の掘り起こしや地域振興に関する活動を支援し、地域の活性化に取り組みます。
- 住民自治組織の法人化については、国における新たな法人格の検討状況などを注視しながら、必要な情報の提供などの支援に取り組みます。

【地域内分権の工程】

【第1ステージ（H18年度）】 地域自治センター（7センター）及び地域協議会（9地域）の設置

【第2ステージ（H19～20年度）】 わがまち魅力アップ応援事業の創設など

【第3ステージ（H21～23年度）】 自治基本条例の制定など

【第4ステージ（H24～R2年度）】

- ①住民自治組織の設立促進（自治会、各種団体などで構成）
- ②地域担当職員の配置
- ③地域予算の確立（住民自治組織交付金など）

上田市の支援体制

地域内分権の確立（R3年度以降）

地域の個性や特性が生かされ 地域力が発揮されるまちづくり

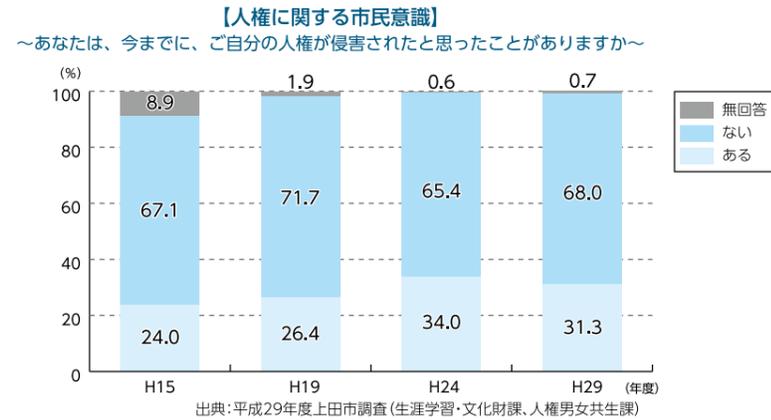


1-2-1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

学校、家庭、地域、企業など、様々な場で人権教育・啓発を推進することにより、市民の人権意識を高め、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

現状と課題

- 「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」、「同和問題」、「外国人」、「犯罪被害者など」、「インターネットによる人権侵害」のほか、LGBT*やハラスメント、感染症など様々な分野における人権問題があり、あらゆる差別に対する教育・啓発が必要です。
- 偏見や差別意識は、学校、地域、職場などの積極的な取組や、市民の努力などによって解消に向け一定の成果を上げていますが、依然として差別意識が残っているため、引き続き市民の人権意識を高めていく必要があります。
- 「上田市人権尊重のまちづくり条例」に基づき策定した「上田市人権施策基本方針」を踏まえ、人権教育・人権啓発を積極的に推進し、市民の人権意識を高め、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標（令和7年度）
学校、地域、企業等での講演会及び研修会の開催回数	開催回数 803回 （令和元年度）	開催回数 800回以上
学校、地域、企業等での講演会及び研修会の参加者数	参加者数 36,134人 （令和元年度）	参加者数 35,000人以上
すべての人の人権が尊重され、明るく安全に暮らせるまちだと感じる市民の割合	30.6% （令和元年度）	35.0%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めます。
事業者	・企業の社会的責任として、人権教育を推進し、差別や偏見のない職場をつくりまします。
教育関係者など	・教育活動を通し、人権尊重の精神を養います。 ・公民館などの社会教育*施設において、生涯の各時期に応じた学習機会を提供し、地域の実情に合わせた人権教育を推進します。
行政	・自らも事業者として人権意識を高め、人権教育と人権啓発を推進します。 ・人権に関する相談・支援体制や、人権が侵害された場合の救済・保護体制を充実します。 ・インターネット上の人権侵害につながる悪質な書き込みや、掲載を抑止・削減するため、県及び県内他市などとともに、広域的なモニタリングの実施に向け連携していきます。

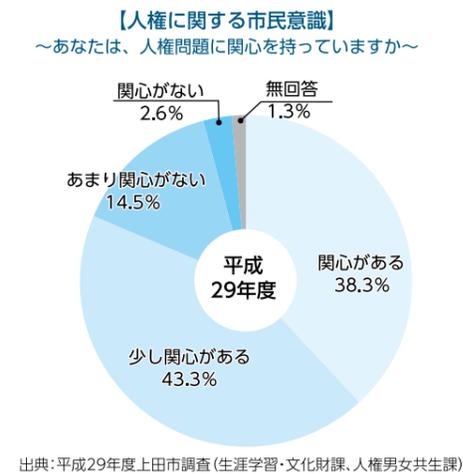
施策の方向性・展開

基本施策1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します

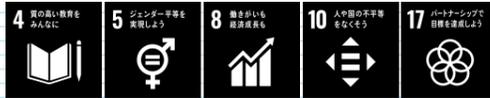
- 人権尊重の視点に立った行政の推進**
 - 市政のすべての分野において、人権尊重の視点に立ち、施策を推進することにより、人権が尊重される地域社会の実現を目指します。
 - 研修などにより、職員一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。
- 人権意識の高揚**
 - 学校や家庭、地域、企業・職場などの様々な日常の場で、市民の態度や行動において人権尊重の精神が発揮できるよう、人権教育と人権啓発を推進します。
- 人権擁護と救済のための施策の推進**
 - 法務局、人権擁護委員、警察などの各機関のほか、NPOなどの民間団体と連携し、相談支援体制を充実します。
 - 関係機関と連携し、必要かつ確な救済と保護ができるような体制や情報提供を充実します。

参考 関連する個別計画

上田市人権施策基本方針（第1次改訂）



一人ひとりがかけがえのない命を大切にするとともに、お互いを認め合い、差別や偏見のない社会を築いていくために、人権について考える「うえだ人権フェスティバル」



1-2-2 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を充分発揮できる社会の実現

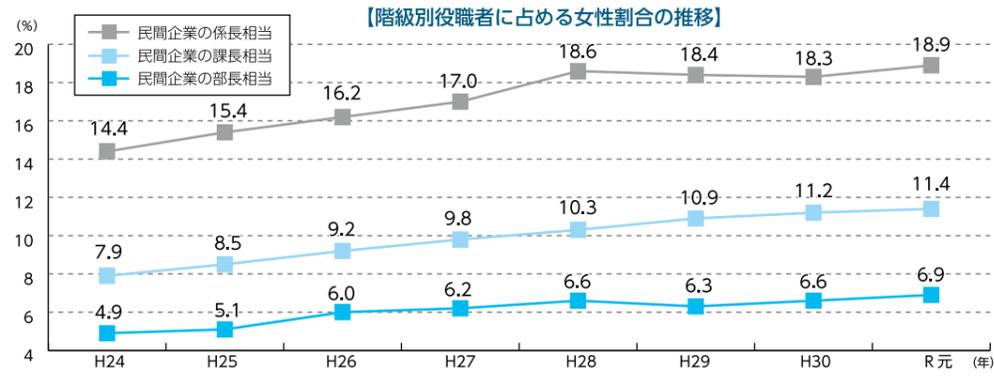
男女共同参画の意識の啓発や教育の充実を図り、男女が性別にかかわらず、能力を発揮できる社会の形成を促進します。

現状と課題

- 男女共同参画社会の形成の推進を目的とした「男女共同参画社会基本法」や、働く人が性別に関わらず能力を発揮することができる環境整備のための「男女雇用機会均等法」を踏まえ、男女共同参画の意識を高め、当社会への実現に対する市民満足度を段階的に引き上げていく必要があります。
- 「上田市男女共同参画推進条例」による「上田市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策の取組を進めています。
- 国の女性活躍推進の取組では、地域活動や、就業分野などにおける女性の参画を進めていますが、2019年ジェンダーギャップ指数*は153か国中121位と過去最低となり、世界基準から見た日本国内のジェンダー格差*は深刻であり、女性の管理職の登用、専門職や技術職の数の男女差など、女性の活躍できる環境づくりの一層の推進が求められています。
- 国の男女共同参画白書などによると、「男性・女性はこうあるべき」という性別による固定的な役割分担意識は解消されてきてはいるものの、依然として根深く残っています。こうした意識は、女性の

社会参画を阻害するばかりではなく、男性にとっても生き方の選択肢を狭めてしまう要因となっています。女性の社会参画促進のためには、社会制度や慣行を見直すとともに、男性・女性それぞれの意識改革が重要となります。

- 子育てや介護の場面でも、男女が共同して家族としての責任を果たすとともに、地域社会で支えていく体制づくりが求められています。
- 「男女共同参画」は女性と男性が対等であることですが、慣習などにとらわれ「対等」を実現できずには、この慣習などに疑いをもち、違う方向から物事を見るといった、発想の転換ができる思考の柔軟性をもち合せている人たちにより、担っていくことが重要です。持続可能な男女共同参画社会実現のためには、行政や市民及び民間事業者などが一体となって継続的に推進していく官民連携体制を基本とし、男女共同参画事業の管理運営主体を市民や民間事業者にも広げていくことを検討する必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標（令和7年度）
審議会等委員に占める女性の割合	38.3% (令和元年度)	40.0%以上
男女共同参画社会の実現に対する市民満足度	18.8% (令和元年度)	25.0%以上
「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担を好ましくないと考える人の割合	65.8% (平成27年度)	80.0%以上

各主体に期待される主な役割分担

市民	・ 男女共同参画の意識を高めます。
事業者	・ セクシュアル・ハラスメントや、パワーハラスメント防止の意識を啓発します。 ・ 男女が働きやすい環境を整備します。 ・ 積極的に女性管理職を登用できる環境を整備します。 ・ 仕事と子育てを両立できる労働環境を整備します。
教育関係者など	・ 男女共同参画の理念を踏まえた教育を行います。
行政	・ 男女共同参画意識の啓発や、教育の充実を図ります。 ・ 審議会や政策方針決定の場への女性参画を促進します。 ・ 自らが事業者として役割を果たし、男女の性別にかかわらず個性と能力が発揮できる環境や、仕事と子育てを両立できる環境などを率先して整備し、女性の管理職の登用に努めます。 ・ あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会に格差が生じている場合は、市民、事業者、教育関係者と協力し、改善措置を講じるよう努めます。

施策の方向性・展開

基本施策1 女性と男性が互いに人権を尊重しあい、能力を発揮できる社会を目指します

① 男女共同参画計画の推進

- 上田市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、上田市男女共同参画計画を推進します。

② 男女の人権が尊重される社会の形成

- 男女の性別にかかわらず、一人ひとりの能力が発揮できるようにするための意識の啓発や、教育、学習の充実を図ります。
- 社会における制度や慣行が自由な選択を妨げることがないように、男女共同参画の視点に立った見直しに関する啓発に取り組みます。
- 男女間のあらゆる暴力を根絶し、生涯を通じた健康支援の取組を進めます。
- 関係機関との連携を強化し、相談体制を充実します。

③ 女性の社会参画の推進

- 性別に関わらず個性と能力を充分発揮できるよう、行政における審議会、政策決定の場や、各種団体における協議の場への女性の参画促進を図ります。
- 仕事と子育てを両立し、男女がともに職場で能力を充分発揮できるよう、相談支援を行うなど、就業を支援します。
- 様々な分野で女性がより一層活動できるよう、情報提供や支援を進めます。

④ 家庭生活とそのほかの活動が両立できる環境づくり

- 男女が仕事、家庭及び地域などの活動に参画できるよう、働きやすい環境の整備や雇用・労働条件における男女平等の啓発に努めます。
- 仕事と子育て、仕事と介護を両立できる環境づくりのため、関係機関との連携を進めます。

参考 関連する個別計画

第3次上田市男女共同参画計画



1-2-3 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現

外国籍市民と共に、市民同士の相互理解を深めるとともに、外国籍市民の自立と社会参加を促し、「ダイバーシティ*」という、多様な文化背景を持つ市民・多様な価値観・多様な意見を受容した多文化共生のまちづくりを目指します。

現状と課題

- 外国籍市民数は、国の法改正により、平成31年4月から外国人労働者としての受入れが拡大されたため、増加することが予想されます。永住者が増え定住化が進む中で、医療保険や年金、防災など生活上の様々な課題が生じています。それらの課題を解決するため、まずは多言語相談窓口を一元化するなど、速やかに関係機関へつなげることが必要です。
- 国籍や文化の違いを理解し、すべての住民が尊重しあって暮らせる多文化共生社会を形成するため、市民ボランティアなどで構成される「上田市多文化共生推進協会」(以下、「AMU」という。)をはじめ、自治会や日本語学校とも連携を図って活動を推進するとともに、多文化共生推進体制を見直す中で、AMUの担う役割や、活動内容も再検討していく必要があります。
- 共生社会の実現に向け、より一層の日本語教育体制の充実が求められます。同時に地域住民に対し、地域で生活する外国籍市民の文化への理解を促す必要があります。
- 外国籍市民が長く地域に住み続けていくためには、市民として自立し、さらには社会参加を促していく必要があります。また、外国籍の子どもたちの教育問題は、特に重要な課題となっています。
- こうした課題解決のためには、行政だけでなく、市民や活動団体などと連携した取組が求められるとともに、制度や法律の整備が必要な場合も多いことから、ほかの自治体とも連携しながら、国への要望や組織的な運動を進めていく必要があります。

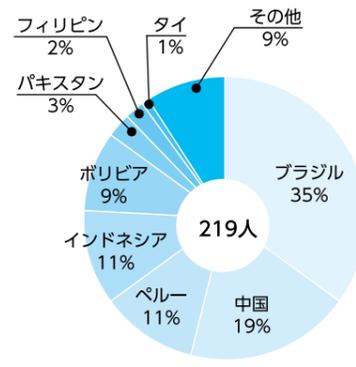
【外国籍市民数の推移】

国籍	年	H2	H12	H17	H22	H27	H28	H29	H30	H30 国籍別割合
中国		94	610	1,019	1,143	902	942	965	979	23.8%
ブラジル		306	2,849	3,249	1,220	608	608	654	810	19.7%
韓国・朝鮮		320	321	364	388	326	322	302	298	7.2%
その他		168	1,266	1,711	1,315	1,399	1,404	1,782	2,024	49.2%
合計		888	5,046	6,343	4,066	3,235	3,276	3,703	4,111	100.0%

(平成27年のみ3月末現在、他の年は12月末の数値)

出典：上田市作成(市民課)

【外国籍児童生徒の現状】



(令和元年5月1日現在)

出典：上田市作成(学校教育課)

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和7年度)
外国籍市民と日本人の相互理解につながるイベント開催回数	交流イベント 2回 (令和元年度)	交流イベント 2回
外国籍の子どもたちの育成に携わる支援者懇談会	市民ボランティアと学校関係者の懇談会 2回 (令和元年度)	市民ボランティアと学校関係者の懇談会 2回
外国籍市民のための初級日本語教室(新しい学びの場)	日本語教室 1講座 (令和元年度)	日本語教室 1講座
相談員研修会への参加	研修会 1回 (令和元年度)	研修会 3回

各主体に期待される主な役割分担

主体	役割
市民	・ 関連するイベントなどに積極的に参加し、多文化共生に関する理解を深めます。
活動団体など	・ 国籍が異なる市民同士の交流を深めます。 ・ 外国籍の子どもたちの育成に取り組みます。 ・ 外国籍市民の社会参加につながる事業を進めます。
行政	・ 外国籍市民の生活相談に迅速に応じるため、多言語相談窓口を一元化していく体制をとります。 ・ 外国籍市民に必要な情報を多言語で提供します。 ・ 外国人集住都市会議*に参加し、国などへ現場の声を伝えるとともに、制度の改善について提言します。 ・ AMUと協働して事業を実施するとともに、多文化共生推進体制を見直し、その中でAMUの活動内容も検討していきます。 ・ 日本語教育体制の充実を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策1 外国籍市民への支援と市民同士の相互理解につながる取組を進めます

①AMUを核とした共生のまちづくりの推進

- AMUとの連携により、外国籍市民の意見を取り入れながら、多文化共生社会の理解を深め、外国籍市民の社会参加などを目的としたイベントを開催します。さらに、多文化共生推進体制や活動の一層の充実を図ります。
- 医療保険、年金、防災、教育、福祉などの外国籍市民の生活上の課題に対し、関係機関との連携を深めながら総合的に支援します。
- 特に防災の観点から、有事の際に適切な行動がとれるよう、緊急時の情報入手や初期対応などの防災知識の啓発活動に取り組みます。

②外国籍市民への相談体制や広報活動の充実

- 多言語相談窓口を一元化した「多言語相談ワンストップ*センター」を充実するため、そこへ対応可能な職員を配置し、医療保険や年金、税金などの生活相談にあたります。このため、対応できる職員のレベルアップとして、研修の機会を充実させます。
- 日本語が十分に理解できない外国籍市民のために、上田市ホームページや外国語版の広報紙を通し、必要な情報を多言語で提供します。

③交流イベントや講演会などの開催による相互理解の推進

- 地域に在住する外国籍市民と日本人が交流できるイベントを開催し、多文化共生の理解を深めます。
- AMUによる自治会への出前講座などを通し、地域で生活する外国籍市民と日本人の双方で、異文化に対する市民の理解をさらに深めます。

基本施策2 外国籍市民の自立と社会参加を促進します

①外国籍市民の自立と社会参加促進

- 日本語能力の向上と日本社会に対する理解促進に向け、日本語教室での市民ボランティアの育成や、日本語教室の場と教える人材を確保し、充実を図ります。
- 外国籍市民同士の助け合い活動(情報伝達、生活相談など)や地域貢献を担う「外国人キーパーソン」の発掘に取り組みます。
- 外国籍市民が地域社会に溶け込み、自ら積極的に社会参加できる仕組みづくりに取り組みます。

②外国籍の子どもたちの育成と学力向上

- 外国籍の子どもたちが、日本社会において自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会や市民ボランティアが連携し、日本語の基礎を学べる体制づくりの検討など、日本語教育体制のさらなる充実を図るとともに、教育の重要性に対する保護者の理解と協力を促す仕組みを検討します。併せて、すべての年齢の日本語を学びたいかたと、日本語を指導する有資格者や学習を支援する市民ボランティアをつなぎ、育てていくコーディネーター体制の整備を検討します。

③外国人集住都市会議*への参加と外国人の多様性を生かしたまちづくり

- 外国人集住都市会議に参加し、外国籍市民に関わる施策や活動に関する情報交換を行うとともに、各都市単独では解決困難な制度などの課題について、国に対する組織的運動を展開します。
- 外国籍市民が持つ多様性を都市の活力として、積極的に生かすまちづくりに取り組みます。

参考 関連する個別計画

上田市多文化共生のまちづくり推進指針、上田市多文化共生のまちづくり推進計画



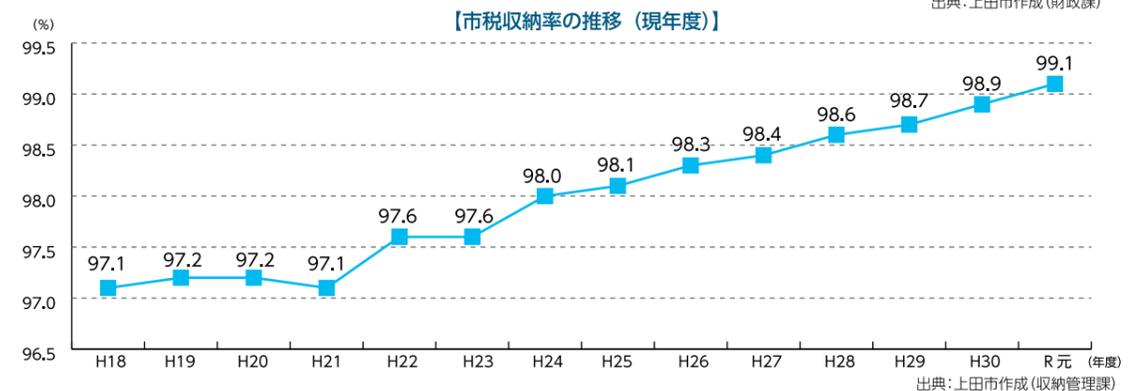
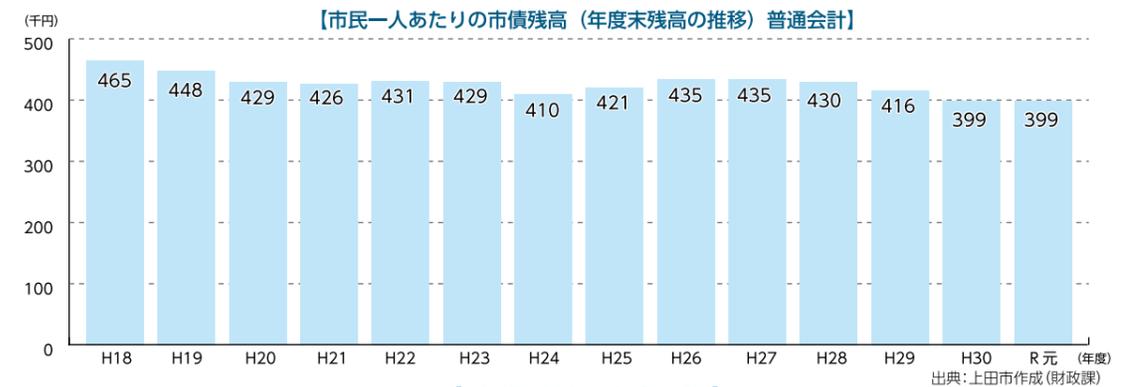
外国籍市民と共に「多文化共生のまちづくり」

1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実

地域の主体性・自律性を高める地方分権の実現及び新たな時代への挑戦「Society5.0*」の実現に向け、次世代型行政サービスへの転換などによる行財政改革を推進し、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するとともに、民間活力の導入をはじめ、多様な主体が市政に参加する持続的な行政経営を目指します。

現状と課題

- 地域の主体性・自律性を発揮し、将来にわたり持続可能な行政経営を確立するためには、健全な財政基盤の確保はもとより、事務事業の効率化や、行政サービスの最適化に向けた不断の取組を重ねるとともに、地域を支える多様な主体が市と協働し、地域課題解決の担い手として、より活躍できるよう「公共私*の連携」の創出に向けた取組が必要です。
- マイナンバー制度*導入による業務の効率化や、市民サービスの向上に今後も取り組む必要があります。また、他自治体とのシステム共同化や、業務の標準化による経費節減にも取り組む必要があります。
- 将来的な労働力人口の不足が懸念される中、AI*・RPA*など新たなICT*を導入するとともに、民間の高い技術力を活用し、業務の効率化を図り、より良い市民サービスを提供することが求められています。
- 適切な行政サービスを提供するため、社会情勢の変化に柔軟に対応する人材と組織が必要となります。
- 合併特例債を最大限活用する中で、ほかの起債事業の精査により市債残高は、合併以降着実に減少してきましたが、一方で臨時財政対策債の残高は増加しており、市庁舎建設や教育施設整備の影響も含め、起債残高は、しばらくは横ばい又は増加が続きます。
- 地方交付税の合併算定替による特例加算措置が令和2年度で終了したことから、行政サービスの再点検と見直しを進め、受益者負担原則の徹底や減免制度の見直しなど、公平・公正な市民サービスの充実、全市統一に向けた様々な制度などの終期を設定を検討していくことが重要です。
- 市税などの滞納者数及び滞納繰越額は、減少傾向にありますが、より効率的・効果的な収納対策を実施し、さらに縮減を図る必要があります。
- 固定資産台帳を活用し、資産の正確な把握に努め、未利用財産の処分や利活用を図り、財源を確保することが重要です。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標（令和7年度）
マイナンバーカードの交付枚数率	13.2% （令和元年度）	100.0%
マイナンバー制度*導入によるコンビニ交付の諸証明発行件数の全交付件数に占める割合	コンビニ交付率 5.6%（令和元年度）	コンビニ交付率 40.0%
実質公債費比率*	5.4% （令和元年度決算）	5.8%未満 （令和7年度決算）
将来負担比率*	28.9% （令和元年度決算）	40.3%未満 （令和7年度決算）
市税収納率（現年度）	99.1% （令和元年度決算）	99.3% （令和7年度決算）

各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設のあり方について、共に考えていきます。 市政への関心を高め、積極的に市政に参加・参画します。 期限内の適正な申告、納付に努めます。
各種団体・事業者など	<ul style="list-style-type: none"> 公益的事業に積極的に参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの最適水準を維持するための行財政改革を推進します。 ICT*の利活用による効率的で質の高い行政サービスを提供します。 民間事業者や関係団体と連携することにより、業務の効率化や市民サービスの向上を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策1 地方分権の実現に向け、行財政改革の取組を進めます

①行政サービスの最適化に向けた改革の推進

- 行財政改革大綱の策定と、これに基づくアクションプログラムの着実な実行により、事務事業の効率化と行政サービスの最適化を図ります。
- 公共施設の適正配置と、財政面の負担平準化を図るため、「上田市公共施設白書」及び「上田市公共施設マネジメント基本方針」に基づく個別施設計画策定を進める中で、公共施設の長寿命化や再配置などを検討し、効率的・効果的な施設経営を目指します。

②民間活力の導入拡大による改革の推進

- 「上田市民間活力導入指針」を踏まえ、行政サービスの効率化に向け、「第四次上田市行財政改革大綱」に基づく民間活力導入の検討と促進を図ります。
- 補助金などのあり方を見直し、公募型又は提案公募型補助金の拡充を図ることにより、多様な事業主体による公益的事業への参加を促します。

③多様な主体の市政参加・参画と連携の促進

- 制度化したパブリックコメントの活用を図るとともに、審議会等附属機関のあり方や、市民アンケートなど市民意見の反映に係る広聴体制の見直しを進め、市政に対する多様な主体の参加機会の拡充を図ります。

基本施策2 ICT利活用による質の高い行政サービスと業務システムの最適化を進めます

①ICT利活用による業務改善・効率化

- 電子申請、コンビニ交付、統合型GIS*など従来のシステムに加え、AI*・IoT*など、新たなICTの利活用による市民サービスの向上を図ります。
- 将来的な労働力人口不足に伴い、AI・RPA*など、新たなICTの利活用による業務の効率化を図ります。
- マイナンバーカードの利活用を推進し、業務の効率化や市民サービスの拡充を図ります。
- 他自治体とのシステム共同化や、業務標準化による経費節減に取り組みます。

基本施策3 人材育成と組織の適正化を進めます

①人材育成と組織の適正化

- 「上田市人材育成基本計画」に掲げる、『自ら考え行動しそのために自ら成長を目指す職員』『「おもてなしの心」と「明るいあいさつ」で快適な市民サービスを提供する職員』を職員の基本姿勢とし、人事制度、研修制度、職場づくりの3つを柱に計画的な人材育成に取り組み、市民サービスの向上を図ります。
- 適正な職員数の確保と管理を図るとともに、様々な課題に迅速かつ効率的・効果的に対応できる組織づくりを進めます。

基本施策4 健全財政を堅持し、将来を見据えた安定的な財政基盤の構築を図ります

①健全財政の堅持と安定的な財政基盤の構築

- 国では、地方を含めたプライマリーバランス*の将来目標値を掲げ、財政の健全化に取り組んでいることから、地方財政への影響を的確にとらえるとともに、中・長期的な財政推計に基づき、安定的な財政基盤の構築を図ります。
- 合併以降、継続していた普通交付税の合併算定替による特例加算措置が令和2年度で終了し、令和3年度から新市による一本算定*となることを受け、合併以降の統一されていない制度や、交付金などの見直しの検討を加速し、持続可能で全市一体の上田市を目指すとともに、事務事業の選択と集中や基金の有効活用により、健全な財政運営を推進します。
- 市政の重要な事業を着実に推進する一方で、市債残高や将来の公債費負担に影響を及ぼす歳出を精査し、実質公債費比率*などの「財政健全化指標」に留意した財政運営を行います。
- 新たな基準による地方公会計制度財務書類の作成を通じ、財政状況の分析、把握を行うとともに、財務状況全般について、わかりやすく公表していきます。
- ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を積極的にPRし、財源確保とともに上田市の知名度アップと産業振興を図ります。

基本施策5 公平・適正な課税を推進し、税務行政に対する市民の信頼度を向上させます

①公平・適正な課税の推進

- 課税の公平・適正を期するため、国や県をはじめとする関係機関との連携を強化し、課税客体を的確に把握していきます。
- 税の仕組みや、税制改正などについてわかりやすく市民に周知し、納税についての啓発を進めます。

基本施策6 市税などの収納率向上を図り、自主財源確保と税負担の公平性を確保します

①市税などの収納率の向上

- 納付案内センターの効果的な活用を図るなど、新規滞納者を発生させないための取組を進めます。
- 滞納者に対しては、法に基づく滞納処分を実施することにより、滞納繰越額の縮減を図るとともに、税負担の公平性を確保します。
- 長野県地方税滞納整理機構と連携し、高額・困難案件の解消に取り組みます。

基本施策7 市有財産の把握と適正な管理を行い、積極的な利活用や処分を進めます

①市有財産の把握と適正な管理及び利活用

- 未利用財産の洗い出しを行い、売却処分や貸付などの活用方法を検討します。
- ネーミングライツ*などの市有財産を活用した広告掲載事業を実施し、新たな自主財源の確保を図ります。
- 市民ニーズに合わせた土地の分割や、計画的なインフラ整備により、遊休地の処分を進めます。

参考 関連する個別計画

第四次上田市行財政改革大綱、上田市公共施設白書、上田市公共施設マネジメント基本方針、上田市民間活力導入指針、上田市スマートシティ化推進計画



1-3-2 市民と行政との情報共有の推進

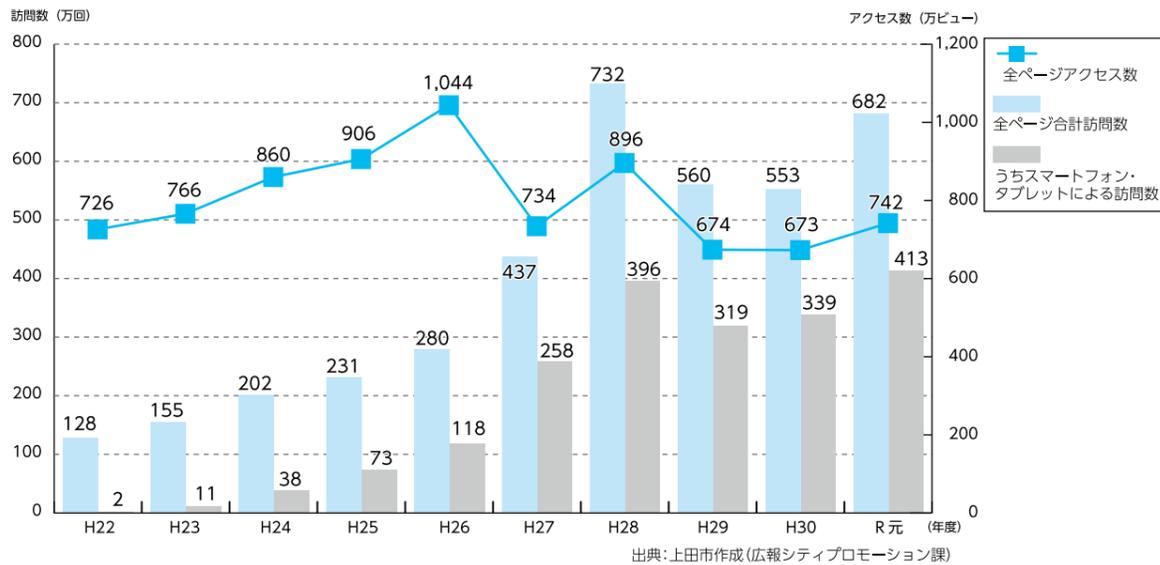
市民との情報共有のため、重要な公文書などの保存や閲覧、ICTツール*や通信設備などを整備し、デジタル化・オープンデータ*化により、行政が保有する情報（公共データ）の利用促進を図るとともに、行政の情報発信力や広聴機能を強化することにより、市民と行政との双方向コミュニケーションの推進を図ります。

現状と課題

- 職員が広報パーソンである意識を持ち、若者、高齢者、子育て世代、観光客、移住者、企業などに対して求められている情報を、受け手や伝達手段を選択しながら発信していく必要があります。
- 必要な情報を必要としている人に届けるために、利用ニーズのある多様な情報媒体を的確に利用し、効率的・効果的に情報を発信していく必要があります。
- 市民の市政への参加・参画や連携を促進するためには、通信によるコミュニケーションは重要かつ有効であり、ネットワーク通信を利用し、市民と行政、団体間など、それぞれが持つ情報や知識の共有が図れる仕組みづくりが必要です。
- ケーブルテレビ、有線放送など民間事業者と連携し、地域の情報発信を行うことは、市民参加・協働が促進されるとともに、災害時における情報発信の多重化につながることから、積極的に取り組む

- 必要があります。
- 情報の受発信のため、インターネットなどへのアクセス環境が求められています。特に公衆無線LANは、災害時には避難者の情報収集・伝達手段として、また、平時においては公民館での利用者団体活動、図書館での学習、観光施設でのPRなどに必要とされています。
- 行政保有の公共データについて、民間利用しやすい環境を整備することは、官民連携、市民参加・協働につながるため、公文書の適正な管理と活用及び民間利用可能な公共データのオープンデータ化が必要です。
- AI*、5G*など新たなICT*が導入されるなど、今後ますます情報通信機器の利活用が必要とされることから、情報格差が生じないよう市民に対する支援が必要です。

【市ホームページ訪問数・アクセス数】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標（令和7年度）
ホームページアクセス数	742万アクセス（令和元年度）	900万アクセス

各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市政への参加・参画や連携を促進し、通信によるコミュニケーションを図ります。 ・地域への愛着と誇りを持ち、まちの情報発信にかかわります。
事業者など	<ul style="list-style-type: none"> ・通信設備を整備するとともに、地域情報の受発信や、行政情報発信の支援を行います。 ・行政と連携し、情報通信機器の利活用を支援します。 ・オープンデータ*の活用を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴力の強化及びシティプロモーション*の強化を図ります。 ・誰もがわかりやすい情報発信に加え、求められている情報を情報の受け手や、伝達手段を選択し発信していきます。 ・情報弱者への対応や新たな情報通信手段の普及促進のため、情報通信機器の利活用支援に取り組みます。 ・公共データを保存しデジタル化するとともに、公開できるものについてはオープンデータ化を進めます。 ・歴史資料として重要な公文書などを保存するとともに、閲覧などによる利用の促進を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策1 市民と行政が結ばれる、つながる広報・広聴を目指します

①効果的な広報に向けた職員の意識改革

- 誰もがわかりやすい情報発信に努め、効果的なPR活動に取り組み、職員一人ひとりの情報発信力の向上を図ります。
- 各課に広報情報リーダーを設置し、広報活動の手引きや、シティプロモーション推進指針を活用しながら、広報研修を継続し、職員の広報マインドのスキルアップを図ります。

②情報発信力の強化・充実

- 広報うえだやホームページ、上田市メール、SNSなどの多様な手段を活用し、アクセシビリティ*対応に配慮しつつ、多様な情報通信機器からの閲覧や、災害時において迅速かつわかりやすい情報提供に取り組みます。
- 各種情報発信媒体の特性に応じ、配信内容やタイミングを工夫し、情報へのアクセス性を高めるとともに、多様な手段を組み合わせることで効率的・効果的な情報発信に取り組みます。
- 記者会見や報道機関、タウン誌などへの情報提供・PR活動を通し、情報発信の強化に取り組みます。
- 情報通信機器の利用に習熟していない市民に対する支援などを通し、情報格差対策に取り組みます。
- ケーブルテレビや有線放送など、市内の各種メディアと連携し、地域密着の情報発信に取り組むとともに、地域情報の収集に取り組みます。

③双方向コミュニケーションの強化

- 行政からの一方的な情報提供だけでなく、市民と行政がつながる双方向コミュニケーションの仕組みづくりに取り組みます。
- 多様な視点での情報発信とシビックプライド*の醸成を図り、市民リポーターや高い情報の受発信力を持つ市民や団体などと連携し、求められている情報の把握と発信に取り組みます。
- 市民などからの頻度が高い問い合わせなどについて、情報提供を充実させるとともに、意見、要望などに対し、迅速に対応できる仕組みづくりに取り組みます。
- 広聴においては、市民や各種団体、事業者などから、手紙・電子メール、懇談会やサテライト市長室など、様々な媒体・方法により市民意見を聴き、市政に反映するよう取り組みます。
- 常に進化するICTツール*を活用し、市民と行政、団体間など、それぞれが持つ情報や知識の共有が図れる双方向コミュニケーションの仕組みづくりに取り組みます。

基本施策2 情報提供の環境整備を図り、市民や来訪者向けサービスの向上を図ります

①公文書館の利用促進

- 歴史資料として重要な公文書などを保存するとともに、閲覧などによる利用の促進を図ります。

②情報通信手段の整備

- 公共施設などに公衆無線LANを整備するとともに、地域の通信事業者などと連携し、通信手段を整備することにより、災害時における通信手段の確保及び平時における通信回線の利用について、サービスの充実を図ります。

③オープンデータ*の推進

- 各種統計や地図情報などの公共データをオープンデータ化し、公開することにより、公共データの利活用を促進します。



広報紙として市政情報を集約し発行する「広報うえだ」



即時に多くの情報を提供する「市ホームページ」



ラジオ放送で市民と共に上田の魅力発信「市オリジナルラジオ番組・うえだ大好き」



動画による情報発信「行政チャンネル」



歴史資料として重要な公文書を保存する「公文書館」



指標・目標値一覧（第1編）

■自治・協働・行政【市民が主役のまちづくり】

編章節	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
1-1-1 参加と協働による自治の推進	地域づくり講座・研修会 開催数	講座1回・講演会1回/年 (令和元年度)	講座1回・講演会1回/年
	地域づくりサポーター数	地域づくり人材育成講座 受講者数 59人 (令和元年度)	地域づくり人材育成講座 受講者数 150人以上
	自治会共同集会施設の耐震化率	65% (217棟中、142棟実施) (令和元年度)	72% (217棟中、156棟実施)
1-1-2 地域内分権による地域の自治の推進	【戦略】自治会や各種団体等で構成される住民自治組織の設立数	11組織 (令和元年度)	市内全域で設立 ※最大15組織を想定
1-2-1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現	学校、地域、企業等での講演会及び研修会の開催回数	開催回数 803回 (令和元年度)	開催回数 800回以上
	学校、地域、企業等での講演会及び研修会の参加者数	参加者数 36,134人 (令和元年度)	参加者数 35,000人以上
1-2-2 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を充分発揮できる社会の実現	すべての人の人権が尊重され、明るく安全に暮らせるまちだと感じる市民の割合	30.6% (令和元年度)	35.0%
	審議会等委員に占める女性の割合	38.3% (令和元年度)	40.0%以上
	男女共同参画社会の実現に対する市民満足度	18.8% (令和元年度)	25.0%以上
1-2-3 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現	「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担を好ましくないと考える人の割合	65.8% (平成27年度)	80.0%以上
	外国籍市民と日本人の相互理解につながるイベント開催回数	交流イベント 2回 (令和元年度)	交流イベント 2回
	外国籍の子どもの育成に携わる支援者懇談会	市民ボランティアと学校関係者の懇談会 2回 (令和元年度)	市民ボランティアと学校関係者の懇談会 2回
	外国籍市民のための初級日本語教室(新しい学びの場)	日本語教室 1講座 (令和元年度)	日本語教室 1講座
1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実	相談員研修会への参加	研修会 1回 (令和元年度)	研修会 3回
	マイナンバーカードの交付枚数率	13.2% (令和元年度)	100.0%
	マイナンバー制度*導入によるコンビニ交付の諸証明発行件数の全交付件数に占める割合	コンビニ交付率 5.6% (令和元年度)	コンビニ交付率 40.0%
	実質公債費比率*	5.4% (令和元年度決算)	5.8%未満 (令和7年度決算)
1-3-2 市民と行政との情報共有の推進	将来負担比率*	28.9% (令和元年度決算)	40.3%未満 (令和7年度決算)
	市税収納率(現年度)	99.1% (令和元年度決算)	99.3% (令和7年度決算)
	ホームページアクセス数	742万アクセス (令和元年度)	900万アクセス

(注) 【戦略】は、「総合戦略*」の重要業績評価指標(KPI)に位置付ける目標値

■第1編と関連性の高い「総合戦略*」の重要業績評価指標(KPI)

※前掲の【戦略】を除く (p168、169参照)

総合戦略における 関連施策	指標の内容	基準値	計画目標(令和7年度)
4-④ 地域主体のまち づくりを進める 地域内分権推進	地域おこし協力隊員*の定着率	100% (令和元年度)	100%